（参考：放棄登録申請の様式「正本」例（鉱業権者２者の場合））

|  |
| --- |
| 収入印紙消印しないこと |

　　　放棄による鉱業権の消滅登録申請書

年　　　月　　　日

九州経済産業局長　殿

（代表者）

郵便番号

住所

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

郵便番号

住所

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

下記のとおり登録されたく、申請書副本及び印鑑証明等の必要書類を添えて申請します。

記

１　鉱区所在地

２　登録番号

３　登録の目的 放棄による　　　権消滅の登録

（放棄登録申請書の記入例）

|  |
| --- |
| 収入印紙消印しないこと |

　　　放棄による鉱業権の消滅登録申請書

持参の場合は提出日、書留郵便の場合は発送日を記入してください

○年○月○日

押印が必要です

九州経済産業局長　殿

現住所を記載してください。

現住所と鉱業原簿に記載の住所が異なる場合は、事前に住所変更登録の手続きが必要になります。

（代表者）　(←共同鉱業権者の代表者のこと。２者の場合の例。)

郵便番号　○○○－○○○○

住所　○○○県○○○○市○丁目○番

共同鉱業権の場合、全員の押印が必要です

氏名又は名称　経済　太郎　　　　　　　　　　　　　印

電話番号　○○○○－○○○○－○○○○

郵便番号　○○○－○○○○

日中確実に連絡の取れる電話番号を記載してください

住所　○○○県○○○○市○丁目○番

氏名又は名称　経済　花子　　　　　　　　　　　　　印

電話番号　○○○○－○○○○－○○○○

下記のとおり登録されたく、申請書副本及び印鑑証明等の必要書類を添えて申請します。

複数の鉱区を放棄される場合、申請書の１．と２．に「別紙参照」と記載して、鉱区所在地と登録番号を別紙にまとめて申請しても構いません

記

１　鉱区所在地 ○○県　○○○市（町村）

２　登録番号 ○○県　○掘権　登録　第○○○号

３　登録の目的 放棄による○掘権消滅の登録

＜申請の際は下記事項をよく読んで申請してください＞

この部分は可能であればスペースを空けておくこと

（副本のこの部分に登録済の押印をして、奥書証明したものを返送します）

※事前に資源・燃料課（登録係）までお問い合わせ下さい。

※添付書類

○申請書「副本」（「正本」に収入印紙を貼っていないもの）：１通

○印鑑証明書：原本１通（共同鉱業権の場合、鉱業権者全員分各１通。清算会社の場合は、清算人の印鑑証明書。）

○代理人による申請の場合：委任状等その権限を証する書面：原本１通

（注）申請に当たっての注意事項

・現在鉱業原簿に登録されている住所から移転が生じている場合、住所変更の登録が必要となります。事前にお問い合わせ下さい。

・共同鉱業権の場合、全員が記名押印すること。

・申請書は正副各１通作成し、「正本」に登録免許税相当額の収入印紙を貼ること（※登録免許税額はお問い合わせください）。

・添付する印鑑証明書は到着時点で原本証明日から３か月以内に発行されたものであること。

・郵便で提出する場合、「**書留**」（簡易書留でも可）の取扱とした第一種郵便物とすること(**レターパックによる申請は却下となります**)。

・同一の鉱業権者が複数の鉱区を放棄する場合、申請書の１．の鉱区所在地と２．の登録番号は別紙参照と記載し、別紙に鉱区所在地と登録番号を記載して、まとめて申請しても構いません。

・「差押、仮差押、仮処分」等の処分制限の登録、又は、「仮登録、租鉱権」その他の利害関係のある第三者の権利に関する登録がある場合は、その者の承諾書、又はそれに対抗できる裁判の謄本を添付すること。

・「鉱業財団」が設定してある場合、法務局が発行した鉱業財団の謄本を添付すること（「鉱業財団」については、法務局で再度ご確認ください）。

・ご不明の点があれば下記までご相談ください。

（提出先・お問い合わせ先）

〒８１２－８５４６

福岡市博多区博多駅東二丁目１１番１号

経済産業省　九州経済産業局　資源エネルギー環境部　資源・燃料課　登録係

電話：０９２－４８２－５４７９